

秋篠音楽堂前売券取扱要領

1. 取扱対象

- ① 秋篠音楽堂で取扱う前売券は、当ホールにおいて開催される催し物の前売券とします。ただし、前売券を取扱うことにより、著しいトラブル等が予想される場合は、取扱い致しません。
- ② 前売券取扱いはあくまで委託販売であり、買取りは致しません。

2. 取扱期間

主催者からの申込みを承諾した日から催し物開催日までの間で、主催者の希望する期間とします。

3. 取扱のお申込み・委託料

前売券の取扱いを希望する主催者は、前売券取扱申込書に、当該前売券を添えてお申込みください。その際、委託料として1,000円をお納めいただきます。

4. 取扱手数料

前売券販売額の10%に相当する額をお納めください。

5. 精算及び残券

当日券販売開始時刻までに、残券の返券と前売券代金の精算をいたします。

6. 問合せ等

本券販売に関する問合せ、トラブル等の対応は原則として主催者があたるものとします。

7. その他

この要領に定めのない事項については、秋篠音楽堂運営協議会会長が定めます。

附則

この要領は、平成25年1月1日ご利用分から施行。

秋篠音楽堂運営協議会